小規模多機能型居宅介護事業所（介護予防小規模多機能型居宅介護事業所）

小規模多機能ホーム錦ヶ丘　重要事項説明書

〈令和７年１月１日現在〉

１　事業所（法人）の概要

名称・法人種別	有限会社　ゆうしん
代　表　者　名	代表取締役　麻生　伸一
本社所在地・連絡先	（住所） 熊本県熊本市東区錦ヶ丘２６番１１号 （電話）　０９６－３６７－０５６５ （ＦＡＸ）　０９６－３６８－６９２３

２　事業所（ご利用施設）

施設の概要	小規模多機能ホーム錦ヶ丘
所在地・連絡先	（住所） 熊本県熊本市東区錦ヶ丘２６番１１号 （電話）　０９６－３６７－０５６５ （ＦＡＸ）　０９６－３６８－６９２３
事業所番号	４３９０１０１１２１
管理者の氏名	末廣　伶奈
登録定員	２９人

３　事業の目的及び運営方針

（１）事業の目的

有限会社ゆうしんが開設する小規模多機能ホーム錦ヶ丘（以下「本事業所」という。）が行う指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の事業（以下「小規模多機能サービス」という。）は、要支援者又は要介護者（以下「利用者」という。）について、その居宅において、又は小規模多機能サービスの拠点に通わせ、若しくは短時間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

（２）運営の方針

①　本事業所は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行うものとする。

② 本事業所は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
③ 本事業所は、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
④ 本事業所の従業者は、小規模多機能サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、小規模多機能サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
⑤ 小規模多機能サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。
⑥ 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
⑦ 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、別に定める指針（「高齢者虐待防止のための指針」）に沿って必要な措置を実施する。
⑦ 本事業所は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続かないものとする。
⑧ 本事業所は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切な小規模多機能サービスを提供するものとする。

事　　項	内　　容
小規模多機能サービス計画の作成及び事後評価	計画作成担当者が、利用者の心身の状況及び生活状況等を評価し、利用者の希望を踏まえた上で、小規模多機能サービス計画を作成いたします。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を踏まえた上で、計画の変更を行い利用者へ説明し確認していただきます。
従 業 員 研 修	年６回、介護技術関連の研修を行います。 その他、外部の研修にも積極的に参加します。
地域等との連携	地域行事への参加又は施設行事への招待など、地域住民との交流の機会を積極的に設け、地域の中で暮らす生活環境作りに努めます。 施設の特色を生かした運営に努め、地域にある医療及び介護機関などの関係機関との連携を図ります。

4　施設の概要

（1）構造等

建　　物	構　　造	耐火建築物　鉄筋コンクリート造 地上５階建てのうち２階部分
	延べ床面積	２４６．２３㎡
	所　　有	有限会社　ゆうしん　自己所有

（2）主な設備

設　　備	室　　数	面積（1人あたりの面積）	備　　考
食　　堂	1	１０．９７㎡	
居　　間	1	１０．９７㎡	
機能訓練室	1	５９．０３㎡	
浴室・脱衣室	1	５．６７㎡	
居　　室	8	１１．０６㎡	一人部屋
	1	１２．４２㎡	一人部屋

5　実施地域及び営業時間

（1）実施地域

熊本県熊本市

（2）営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	月曜日から日曜日　　９時～１７時
訪問サービス	２４時間
宿泊サービス	月曜日から日曜日

6　施設の職員体制

①　管理者　１名（常勤で兼務）

管理者は、従業員の管理及び事業の利用申し込みに係る調整、業務の実態状況の把握その他の管理を一元的に行う。

②　計画作成担当者　１名以上（常勤で兼務）

介護支援専門員は登録者にかかる居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たる。

③　介護従業者（日中）：　通いサービス利用者３名に対して１名以上
訪問サービス利用者対応として１名

介護従事者（夜間）：　宿泊サービス利用者に対して１名（夜勤）
訪問サービス利用者対応として１名（宿直）

介護従事者は、利用者の日常生活の支援等を行う。尚、介護従事者のうち１名以上は

常勤とし、１名以上は看護師又は准看護師（非常勤でも可）とする。

7　職員の勤務体制

区　分	勤　務　時　間	休　　暇
早　出	７：３０～１６：３０	一ヶ月変形労働時間
日勤①	８：３０～１７：３０	一ヶ月変形労働時間
日勤②	９：００～１８：００	一ヶ月変形労働時間
遅　出	１０：００～１９：００	一ヶ月変形労働時間
夜　勤	１６：００～１０：００	一ヶ月変形労働時間

8　当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所ではご契約者に対して以下のサービスを提供します。

提供するサービスについては、利用料金が介護保険から給付される場合と利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

（1）介護保険の給付の対象となるサービス

法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る地域密着型サービス費用基準額から本事業所に支払われる地域密着型サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

ア　通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活の世話や機能訓練を提供します。

①食事支援

- 食事の準備、後片付け
- 食事摂取の介助・その他の必要な食事の介助
- 調理場で利用者が調理することもできます。
- 食事サービス利用は任意です。

②入浴支援

- 入浴又は清拭を行います。
- 衣類の着脱・身体の清拭・洗髪・洗身の介助を行います。
- 入浴サービスの利用は任意です。

③排せつ支援

- 利用者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立に付いても適切な援助を行います。

④機能訓練

・利用者が日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心の活性化を図るための各種支援を提供します。

⑤健康チェック

・血圧測定等、利用者の全身状態の把握を行います。

⑥送迎サービス

・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ　訪問サービス

①利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

②訪問サービス実施の為の必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

③訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

１）医療行為
２）ご契約者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
３）飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
４）ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
５）その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

ウ　宿泊サービス

宿泊サービス事業所のサービス拠点に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等日常生活上の世話や生活リハビリを提供します。

【料金表】

利用料金は１ヶ月ごとの包括費用（定額）です。

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払ください（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります)。

要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
3,450 円	6,972 円	10,458 円	15,370 円	22,359 円	24,677 円	27,209 円

※　月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少な

かった場合、または小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額は致しません。

※　月途中から登録した場合又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期日に応じて日割りした料金をお支払いただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登　録　日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い・訪問・宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

※　ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※　ご契約者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます

※　介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

【その他の加算（自己負担額１割分）】

初期加算※1	１日　　３０円	利用開始から３０日間
認知症加算Ⅰ※2	１ヶ月　８００円	認知症自立度Ⅲランク以上
認知症加算Ⅱ※2	１ヶ月　５００円	要介護度２で認知症自立度Ⅱランク
事業開始時支援加算	１ヶ月　５００円	事業開始後１年未満であって登録者の数が登録定員の７０／１００に満たない場合
看護職員配置加算Ⅰ※3	１ヶ月　９００円	常勤かつ専従の看護師を1名以上配置している場合
看護職員配置加算Ⅱ※3	１ヶ月　７００円	常勤かつ専従の准看護師を1名以上配置している場合
看護職員配置加算Ⅲ※3	１ヶ月　４８０円	看護職員を常勤換算方法で１名以上配置している場合
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）※4	１ヶ月　７５０円	介護福祉士が７０％以上又は勤続１０年以上の介護福祉士が２５％以上配置されていること
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）※4	１ヶ月　６４０円	介護福祉士が５０％以上配置されていること
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）※4	１ヶ月　３５０円	介護福祉士が４０％以上又は常勤職員が６０％以上又は勤続7年以上の職員が３０％以上配置されていること

看取り連携体制加算	1日　　６４円　看護師により２４時間連絡できる体制を確保されていること。 死亡日から死亡日前３０日以下。
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	要介護度に応じたサービス利用料金及び加算費に、１４．６％の加算を乗じた金額

※１ 初期加算は３０日を超える入院後に再利用した場合にも再度加算。
※２ 認知症加算は対象者。
※３ 看護職員配置加算はいずれか一つ
※４ サービス提供体制強化加算はいずれか一つ

（２）介護保険給付対象外サービス

以下のサービスは利用料金の全額がご利用者の負担となります。

ア　食事の提供（食事代）

ご契約者に提供する食事に要する費用です。

料金　　朝食　　４９０円、昼食　６８０ 円、夕食　７３０ 円

イ　宿泊に要する費用

ご契約者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

料金　　２，５００円／一泊

ウ　通常の事業の実施地域以外のご契約者に対する送迎日及び交通費

通常の事業の実施地域以外のご契約者に対する送迎日及び交通費です。

料金　１ｋｍにつき　１０３円

エ　おむつ代

料金　実費をいただきます。

オ　洗濯代行（希望者のみ）

料金　１１０円／日

カ　レクレーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクレーションやクラブ活動に参加していただくことが出来ます。

料金　材料代等の実費をいただきます。

キ　複写物の交付

ご契約者はサービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費を負担いただきます。

料金　１ 枚につき １０円

（３）利用料等のお支払い方法

毎月、１５日までに前記（１）（２）に記載の金額を基に算定した、前月分の利用料等を請求いたしますので、下記のいずれかの方法により２０日までにお支払いください。

（ア）事業所指定口座への振込
（イ）利用者指定口座からの自動振替
（ウ）現金支払い

ご入金確認後、領収書を発行送付いたします。

9　小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通い、訪問、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、利用者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。その内容は書面にて説明の上、利用者に交付します。

１０　サービス内容に関する苦情相談窓口

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けいたします。

苦情相談窓口	担当者職・氏名　管理者　末廣　伶奈 対　応　時　間　９：００～１８：００ ※但し、ご要望があれば上記時間以外も対応します。 電　話　番　号　０９６－３６７－０５６５ ＦＡＸ番号　０９６－３６８－６９２３ メールアドレス　info@yushinkikaku.jp 面　　接　当施設内　相談室 苦　　情　　箱　2Fカウンターに設置
その他行政機関 苦情相談窓口	①熊本市高齢介護福祉課 〒８６０－８６０１ 熊本市中央区手取本町１番１号 電　話　番　号　０９６－３２８－２３４７ ＦＡＸ番号　０９６－３２７－０８５５ ②熊本県国民健康保険団体連合会　苦情相談窓口 〒８６２－０９１１ 熊本市東区健軍２丁目４番１０号 熊本県市町村自治会館内　５階 電　話　番　号　０９６－２１４－１１０１ ＦＡＸ番号　０９６－２１４－１１０５

１１　運営推進会議の設置

当事業所では小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置します。

構　　成	ご利用者、ご利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等
開　　催	隔月で開催
会　議　録	運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

１２　非常災害時の対策

<table>
<tr><td>非常時の対応</td><td colspan="4">別途定める消防計画及び緊急時対応マニュアルにのっとり対応を行います。</td></tr>
<tr><td rowspan="8">避難訓練及び防火設備</td><td colspan="4">別途定める消防計画にのっとり、年２回夜間及び昼間を想定した避難訓練を利用者の方も参加して行います。</td></tr>
<tr><td>設備名称</td><td>個数等</td><td>設備名称</td><td>個数等</td></tr>
<tr><td>スプリンクラー</td><td>あり</td><td>ガス警報器</td><td>あり</td></tr>
<tr><td>自動火災報知機</td><td>あり</td><td>消火器</td><td>３本</td></tr>
<tr><td>誘導灯・非常灯</td><td>あり</td><td>熱・煙感知器</td><td>あり</td></tr>
<tr><td>手動排煙装置</td><td>あり</td><td>火災報知機ボタン</td><td>あり</td></tr>
<tr><td>消火用散水栓</td><td>あり</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">防火管理者：澤田　大輔</td></tr>
</table>

１３　緊急時等における対応法

入居中に病状の急変などがあった場合は、速やかに入居者の主治医、当事業所の協力医療機関、緊急時連絡先（ご家族等）等へ連絡をします。

<table>
<tr><td rowspan="3">主 治 医</td><td>病 院 名
及　び
所 在 地</td><td></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">緊急時連絡先
(家族等)</td><td>氏名（続柄）</td><td>（　　）</td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td></td></tr>
</table>

１４　事故発生の防止及び事故発生時の対応

（１）事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じます。

①事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備するものとします。

②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備するものとします。

③事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修会を定期的に行うものとします。

（２）ご利用者に対する指定特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかにご利用者の家族や必要な機関へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

（３）ご利用者に対する指定特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、賠償責任を速やかに行います。ただし、事業所の故意、過失がない場合は、この限りではありません。

１５　協力医療機関等

医療機関	病 院 名	いちぐちクリニック
	所 在 地	熊本県熊本市東区錦ヶ丘３３－１
	電話番号	０９６－３３１－３３７０
	診療科目	内科、外科、胃腸内科、呼吸器外科
	入院設備	なし
医療機関	病 院 名	イーグル歯科クリニック
	所 在 地	熊本県熊本市東区東町３－２－１８－1F
	電話番号	０９６－３６７－１１９６
	診療科目	歯科、矯正歯科、小児歯科
	入院設備	なし

１６　サービス利用にあたっての留意事項

・サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
・事業所の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
・他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
・所持金品は、事故の責任で管理してください。
・事業所での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

１７　個人情報の保護

（１）利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」等に定めている内容を遵守し適切な取り扱いに努めます。

（２）本事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとします。

１８　虐待防止に関する事項

（１）本事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために従業者へ対する虐待防止のための研修を行い、利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備します。また、その他虐待防止のために必要な措置を行ないます。

（２）本事業所は、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村へ通報します。

１９　その他運営についての留意事項

（１）本事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおりもうけるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備します。

①　採用時研修　採用後３ヶ月以内

②　継続研修　　年６回

（２）従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

（３）従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとします。

（４）本事業所は、小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）に関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとします。

（５）この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社　ゆうしんと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

令和　　年　　月　　日

事 業 者

住　　所　　熊本県熊本市東区錦ヶ丘２６番１１号

事業者（法人）名　　有限会社　ゆうしん

事　業　所　名　　小規模多機能ホーム　錦ヶ丘

（事業所番号）

代　表　者　名　　代表取締役　麻生　伸一　　印

説 明 者

職　　名

氏　　名　　印

私は、重要事項説明書に基づいて、小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和　　年　　月　　日

利 用 者

住　　所

氏　　名　　印

代理人（選任した場合）

住　　所

氏　　名　　印